



選挙事務にかかるパートタイム会計年度任用職員の事前登録者の募集要項

大阪狭山市選挙管理委員会では、選挙事務に従事していただける方を募集しています。今後、本市で実施される選挙事務に従事を希望される方は、事前に登録をしていただきます。

選挙が実施される際には、登録者の中から選考を行い、パートタイム会計年度任用職員として任用いたします。

申し込みから採用までの流れ

申込み **面接・登録** **選挙執行時** **従事意向確認** **採用選考** **採用**

注意事項

- ・この登録については、任用を保証するものではありません。
- ・パートタイム会計年度任用職員とは、一般職の地方公務員で、採用されると地方公務員の服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。
- ・この登録は令和9年4月末日まで有効です。

1 募集職種及び募集人員

職 種	人 員
(1) 期日前投票事務	20人程度
(2) 選挙補助事務	3人程度
(3) 選挙統計事務	2人程度

2 応募資格

- ・年齢が満18歳以上の方
- ・受付や案内の対応が可能な方
- ・簡単なパソコン操作等が可能な方
- ・長時間の座り仕事・立ち仕事に対応できる方

(注意事項)

地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

大阪狭山市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募手続

受付期間

令和9年4月16日(金)まで

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで随時受付しています。

ただし、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)及び国民の祝日を除きます。

提出書類

履歴書(写真貼付 縦4センチメートル×横3センチメートル)

市販の履歴書を使用する場合は、必ず希望職種を記載してください。

提出された履歴書は返却しません。

申込先

大阪狭山市役所 選挙管理委員会事務局

〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

4 事前登録の方法

履歴書提出時に面接を行い、職務の適正を評価し登録者名簿に登録します。

ただし、選考の結果、登録をしない場合があります。

5 選挙執行時の採用選考結果の発表

選挙事務従事者が必要となった場合、登録者に対して電話等により従事意向の確認を行った後に採用選考のうえ採用を決定し、文書等で通知します。

6 勤務条件等

(1)期日前投票事務

勤務場所	大阪狭山市役所
業務内容	受付及び案内誘導、選挙人名簿対照事(パソコン操作あり)、投票用紙の交付等
報酬額	時間額 1,359円 上記の時間額(令和8年4月現在)は、改定する場合があります。 その他条件により、通勤にかかる経費、時間外勤務手当に相当する費用を支給します。 給与所得の源泉徴収を行います。
任用期間	告示(公示)日の翌日から投票日前日まで (選挙日程) 令和9年4月 市議・市長選挙 期日前投票期間 6日 " 府議・知事選挙 期日前投票期間 16日

勤務日	任用期間中の指定する日(週5日以内)
勤務時間	前半シフト:午前8時30分～午後2時15分(休憩なし) ただし、シフト調整の都合上、後半シフト(午後2時15分～午後8時00分:休憩なし)を継続できる方には勤務を依頼する場合があります。
休日	週2日程度あり (シフト制の勤務となるため、特定の曜日を休日と定めない)
休暇	年次有給休暇 なし その他の休暇については、大阪狭山市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の定めのとおりです。
社会保険等の加入内容	公務災害補償制度の適用あり 任用期間により雇用保険、厚生年金保険、健康保険(介護保険を含む。)の適用があります。
その他	シフト勤務のため、任用者間の勤務調整の結果、1週間の勤務日数が4日以下になることがあります。

(2)選挙補助事務

勤務場所	大阪狭山市役所
業務内容	投票及び開票事務に係る物品等の準備・仕分け等、その他選挙執行に関する事務補助
報酬額	時間額 1,359円 上記の時間額(令和8年4月現在)は、改定する場合があります。 その他条件により、通勤にかかる経費、時間外勤務手当に相当する費用を支給します。 給与所得の源泉徴収を行います。
任用期間	選挙期日の概ね25日前から選挙後の片付けが完了するまで
勤務日	週4日間(月曜日から日曜日までの指定する日)
勤務時間	午前9時00分～午後5時30分(内、休憩45分間を含む)
休日	週3日間
休暇	年次有給休暇 なし その他の休暇については、大阪狭山市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の定めのとおりです。
社会保険等の加入内容	公務災害補償制度の適用あり。 任用期間により雇用保険の適用あり。 厚生年金保険、健康保険(介護保険を含む)の適用はありません。

(3)選挙統計事務

勤務場所	大阪狭山市役所
業務内容	選挙結果資料の集計
報酬額	時間額 1,359円 上記の時間額(令和8年4月現在)は、改定する場合があります。 その他条件により、通勤にかかる経費、時間外勤務手当に相当する費用を支給します。 給与所得の源泉徴収を行います。
任用期間	選挙期日後に指定する5日以内の期間
勤務日	月曜日から金曜日までの指定する日
勤務時間	午前9時00分～午後5時30分(内、休憩45分間を含む)
休日	週3日間
休暇	年次有給休暇 なし その他の休暇については、大阪狭山市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の定めのとおりです。
社会保険等の加入内容	公務災害補償制度の適用あり 雇用保険、厚生年金保険、健康保険(介護保険を含む。)の適用はありません。

7 その他

選挙の告示日(公示日)以降は、選挙管理委員会事務局へ電話がつながりにくくなる場合がありますので、可能な方はメールにより問い合わせをお願いします。

8 お問い合わせ

大阪狭山市選挙管理委員会事務局

TEL (072) 360-4419

e-mail senkan@city.osakasayama.osaka.jp